

令和7年度自主防災組織活動状況調査業務仕様書

1 目的

本県では、大雨による災害から命を守るためには、早期に安全な場所へ避難をすることが重要であるとの考えから、出水期の大雨や台風接近時など、災害のおそれが高まった時や避難情報が発令された場合に、自主防災組織の役員等から地域住民に対して、避難を促す声掛けを行う取組を進めている。

本業務は、県内の自主防災組織の活動状況を把握し、県と市町が連携して地域の防災活動の支援内容を検討するために実施する。

2 業務の範囲

本業務は、県内の全自主防災組織（約3,400）を対象とし、依頼状及び調査票の作成（封入作業を含む。）、郵送、回収及び集計作業とする。

3 業務の内容

令和7年度自主防災組織活動状況調査（以下「活動状況調査」という）に係る調査及び集計業務

（1）依頼状及び調査票の作成（封入作業を含む。）・郵送

ア 依頼状及び調査票は、委託業者と協議の上決定し、作成する（依頼状及び調査票の原稿は、県において作成し、受託者へデジタルデータを提供することとし、郵送先が提供できない自主防災組織については、郵送物に切手を貼付したものを市町ごとにまとめて市町に提供する）。原則、定型外・規格内郵便物（100gまで）とする。

なお、調査項目は別紙「自主防災組織活動状況調査票（案）」を想定しているが、設問数は増減する可能性があることに留意すること。

イ 調査に使用する封筒（送付用及び返信用）は受託者で用意し、封筒に印刷する事柄は委託者と協議の上決定し、作成すること。

（2）調査票の回収

回収率は、7割程度を見込んでいる。

【参考：直近の調査実績】

調 査 名 称	実 績
自主防災組織呼びかけ体制整備状況調査（令和3年1月実施）	70.5 %
自主防災組織呼びかけ体制整備状況調査（令和5年7月実施）	59.8 %
自主防災組織活動状況調査（令和6年9月実施）	61.7 %

調査票の返信先は、受託者宛とすること。

料金受取人払郵便及び料金後納制度を利用し、定型内郵便（50gまで）とすること。

(3) 調査結果の集計項目

- (ア) 市町名（広島市は区ごとの集計とする）
- (イ) 自主防災組織 ID（番号による管理をするものとする）
- (ウ) 各設問に対する回答
- (エ) 自由回答欄及び余白部等に記入されている情報

4 成果物の提出

活動状況調査に使用する資料・書類及び集計結果のとりまとめについてのデータ等

- (1) 調査票（1部及び電子データ）
- (2) 回収調査票（原本）
- (3) 調査結果の集計表（1部及び電子データ）

集計表の様式は別途発注者から指定する

3 (3) (エ) については、次の項目による分類の上、内容を整理する。

- ・回答 : 各設問に対する選択肢以外の回答
- ・情報提供 : 回答者からの情報提供
- ・展望 : 今後の活動に対する展望等
- ・課題 : 回答者や組織が抱える課題や悩み等
- ・要望 : 自治体等に対する要望等
- ・苦情 : 自治体等に対する苦言・苦情等
- ・その他 : 上記以外のもの

- (4) 報告書（1部及び電子データ）

報告書の作成にあたっては、単純集計とクロス集計を実施すること。

単純集計は、全設問について実施すること。

クロス集計は、県の施策の検討に資すると考える項目について発注者に提案し、また、報告書にその調査結果の詳細を記載すること。

単純集計とクロス集計の結果は、文章、集計表およびグラフ等により、集計結果を明らかにして報告書にまとめること。

集計については、次の3点を実施し、その集計結果を集計表、報告書に明記すること。

- ① 広島市にかかる区別の集計
- ② 土砂リスクの高い優先組織（県が別途指定する組織）の集計
- ③ 経年比較（令和6年度と令和7年度）の集計

なお、クロス集計の実施項目は発注者と別途協議の上で決定することとし、クロス集計の結果については有意差検定も実施すること。

5 スケジュール

次のスケジュールを基本とし、変更する場合には、県が別途指示する。

なお、調査票の返送がない組織に対し、本県から督促を行うため、調査期間中は定期的に回収状況の報告を行うこと。

「活動状況調査」に係る調査及び集計業務

ア 依頼状及び調査票の作成	8月中旬～8月下旬
イ 調査	9月上旬～9月下旬
ウ 集計	9月下旬～10月中旬
エ 中間集計結果提出	10月上旬
オ 調査結果集計表の提出	11月上旬
カ 成果物の提出（エを除く）	11月中旬

6 個人情報の保護

(1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、本業務を遂行するための情報資産の取扱いについては、別紙3「情報セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

7 その他

(1) 差出人情報の取扱い

封筒に差出人等の記載がある場合は、集計作業において、差出人情報についても反映させるものとする。

(2) 同封資料の取扱い

封筒に、アンケート調査票以外の資料が同封されている場合は、集計作業において作成するデータベースとは別ファイルに取りまとめ、県に提出すること。なお、取りまとめの際には資料がどの自主防災組織のアンケート調査票に同封されていたものか判別ができるよう、取りまとめるものとする。

(3) 最終集計結果後の返信について

最終集計結果報告後に自主防災組織から返信があった場合には、年度内（3月下旬）に県に調査票を提出すること。

なお、最終集計結果提出後に返信のあった調査票のうち、契約期間内に返信があったものについては、ローデータへ入力の上県に提出し、契約期間後に返信があったものについては、開封することなく県へ転送すること。

(4) 業務実施にあたっての留意事項等について

本業務は、過去10年間（平成27年4月1日から公告の日の前日までの間）に国又は地方公共団体が発注した自主防災組織に関わる調査の実績を有する受託者が実施することとしており、その実施に当たっては、受託者は正確かつ迅速に業務を遂行するため、専門統計調査士の資格を持っている担当者を配置し、県と密接な連絡をとり業

務を遂行するものとする。

疑義が生じた場合は、速やかに県と連絡をとり、協議の上決定することとする。また、県が業務目的に照らし必要と認め、指示した事項については、その指示に従うものとする。

また、業務の主要な区切りにおいて、協議・打ち合わせを行い、受託者がその結果を記録し、5営業日以内に発注者へ提出し、確認を受けるものとし、連絡事項についても、同様とする。

なお、打ち合わせは、「業務着手時」、「成果品納品時」を基本に、必要に応じて適宜実施するため、十分に余裕をもって人員を配置すること。

委託に付随して必要となる物品は、すべて受託者において負担すること。

調査内容・調査方法等を変更する場合には、県と受託者が別途協議するものとする。受託者はその結果を記録し、5営業日以内に発注者へ提出し、確認を受けること。

(5) 障害や事故発生時の対応について

受注者は委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。